

協 定 書 (案)

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟市西区役所（以下「西区役所」という。）における広告付き周辺案内地図等設置事業の実施にあたり、広告付き周辺案内地図等（以下「案内地図等」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、事業を円滑に実施するため、西区役所において、乙が案内地図等を設置及び運用すること並びに乙が案内地図等を使用して広告枠への広告掲載を行う際の取扱いについて定めることを目的とする。

（広告掲載場所）

第2条 乙が案内地図等を設置できる場所は、別途甲が指定する場所とする。

（事業の実施及び協議）

第3条 乙は、案内地図等の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、案内地図等の運営及び広告掲載に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、新潟市西区役所広告付き周辺案内地図等設置事業仕様書に基づき、事業を実施しなければならない。なお、乙は、案内地図等の仕様等を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（貸付契約及び貸付料等）

第4条 乙は、前条に基づき案内地図等を設置するときは、新潟市公有財産規則（昭和59年3月30日規則第19号）及び関連規定に基づき、その設置期間の使用について、市有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

2 乙は、前条に基づき案内地図等を設置するにあたり、前項の契約で定める貸付料を甲に納付しなければならない。

3 案内地図等の設置及び運用に係る電気料は、乙の負担とする。

（広告主及び広告内容の審査）

第5条 乙は、案内地図等により広告掲載を行う広告主の選定及び広告の内容について、新潟市広告掲載要綱及び新潟市広告掲載基準並びに関連法令（以下「要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載できない。

2 乙は、第1項に定める審査を受けるため、広告枠に掲載する広告のデザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、広告主及び広告の内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告の内容の修正)

第6条 甲は、広告等の内容が、要綱等に違反しているとき又は市役所で広告掲載をするにふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告の内容の変更)

第7条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告の内容についての責任)

第8条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第9条 乙は、広告掲載を行うにあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(案内地図等の設置等と広告等の制作)

第10条 案内地図等の設置等と広告等の制作に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

2 乙は、広告等の制作にあたり、甲との間で電磁的記録媒体の受け渡しを行う際には、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、事業実施に関する業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承認を受けたときはこの限りではない。

(案内地図等設置にあたっての留意事項)

第12条 乙は、案内地図等の設置にあたっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所並びに構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、案内地図等の脱落及び破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

- 3 乙は、案内地図等を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項についての助言又は指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 5 案内地図等の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(案内地図等が毀損等したときの対応)

- 第13条 乙は、案内地図等が毀損及び汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。
- 2 甲は、案内地図等の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。
 - 3 第1項に定める復旧等の係る経費は、乙が負担する。

(案内地図等の一次撤去又は掲載広告の一時削除)

- 第14条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に案内地図等の一時撤去又は広告掲載の一時削除（以下「一時撤去等」という。）を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。
- (1) 甲の指定する期日までに貸付料の納付がないとき。
 - (2) 乙が、法令又は本協定の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告内容が、要綱等に違反したとき。
 - (4) 第6条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき又は第12条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。
 - (5) その他、案内地図等の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去等の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は案内地図等の設置及び広告掲載を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去等並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第1項の指示があつたにも関わらず、乙が一時撤去等に必要の相当期間内に乙が撤去・削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく自ら一時撤去等を行うことができ、これに要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去等によって生じた乙の損害を賠償しない。
 - 5 本条に基づき一時撤去等が行われた場合で、貸付料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済貸付料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(甲の解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえで、本協定を解除できる。

- (1) 乙が第4条の市有財産賃貸借契約を締結できないとき又は解除されたとき。
 - (2) 乙が法令に違反し、又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
 - (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 乙が、破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (6) 第16条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が協定の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。
- 3 乙の責に帰すべき事由により本協定及び市有財産賃貸借契約が解除され、解除時点において乙が貸付料を納付済である場合、甲は乙にその返還をしない。なお、納付済貸付料は損害賠償の予定又はその一部としない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第17条 乙は、本協定が解除されたときは、乙の負担により遅滞なく案内地図等の撤去を行わなければならない。

(一時撤去等、解除に伴う広告主への賠償等)

第18条 乙は、第14条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去等又は第15条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、乙の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲に対し損害賠償を請求しないものとする。

- (1) 第5条第1項により広告の掲載が認められなかった場合
- (2) 第6条第1項により修正を行った場合
- (3) 第12条第4項による助言若しくは指導に従った場合
- (4) 第14条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去等がなされた場合
- (5) 第15条第1項による解除がされた場合

- 2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、二次的損害ないし間接損害についてはこの限りではない。
- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、二次的損害ないし間接損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第20条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により当該損害が生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により当該損害が生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議のうえ、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、市有財産賃貸借契約の期間満了、解除等により案内地図等を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(著作権等)

第22条 乙は、案内地図等の設置及び広告の製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 甲が、本協定に基づいて設置した案内地図等及び広告に掲載されている写真又は画像データを市役所や事業の紹介等の行政目的のために甲が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第23条 乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(秘密の厳守)

第24条 乙は、この協定による事業を履行するため、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(裁判管轄)

第25条 本協定に関する訴訟は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第26条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市長 中原八一

乙